

公 告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和 7 年 3 月 18 日から 4 月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び飛騨県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和 7 年 3 月 18 日

岐阜県知事 江崎 禎英

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西松屋チェーン高山店

高山市昭和町三丁目 38-1 外 9 筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社

代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪府中央区農人橋二丁目 1 番 36 号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ゲオ高山店・西松屋チェーン高山店	西松屋チェーン高山店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社グオ 代表取締役社長 沢田 喜代則 愛知県春日井市如意申町五丁目11番 地の3 他1者	株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 浩一 兵庫県姫路市飾東庄266-1

4 届出年月日

令和7年3月7日